

「耐震診断を受けたい」 「耐震改修がしたい」という方に

「簡易耐震診断推進事業」「わが家の耐震改修促進事業（計画策定・耐震改修工事）」

簡易耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事を実施される方に補助します。

- 対象 / 木造戸建住宅を所有している方
- 要件 / 次の①～③すべてに該当する住宅
 - ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された市内にある住宅
※店舗併用住宅は、住宅用途の部分が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるもの
 - ②兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業（計画・改修）」の補助対象となったもの
 - ③兵庫県住宅再建共済制度に加入している（加入する）場合
- 補助金 / 簡易耐震診断…全額
耐震改修計画策定…計画策定費の 6 分の 1 または 5 万円のうち低い額
耐震改修工事…対象工事費の 4 分の 1 または 30 万円のうち低い額（所得制限あり）

☎ 都市住宅課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2364



「バリアフリー改修がしたい」という方に

「高齢者住宅改修助成事業」

高齢者の方が安心して生活を送ることができる「やさしい住まいづくり」に補助します。

- 対象者 / 次の①または②に該当する方
 - ① 65 歳以上の高齢者のいる世帯で住宅のバリアフリー改修をする方
 - ②平成 23 年度以降に丹波市人生 80 年いきいき住宅助成事業の申請後、非該当となった世帯
- 要件 / 次の①・②すべてに該当する住宅
 - ①高齢者の身体状況に応じたバリアフリー改修であること（手すり取り付け、段差解消等） ②市税等を滞納していない世帯
- 補助金 / 対象工事費の 10 分の 2 または 20 万円のうち低い額
- 改修箇所ごとの限度額 / 浴室・洗面所 45 万円、トイレ 24 万円、玄関 18 万円、廊下・階段 16 万円、居室 19 万円、台所 16 万円

☎ 介護保険課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1049



定住の促進と地域の活性化をめざします！

「地元産材で家を建てたい」という方

「地元産材利用促進事業」

住宅への木材利用を推進し、地元産材の利用拡大と林業・木材産業の活性化をめざして、地元産材で新築される方に補助します。

- 要件 / 次の①・②すべてに該当する住宅
 - ①市内の木材を利用して木造住宅を新築する場合
 - ②丹波市産の木材と確認できる書類「産地証明」や「伐採届の適合通知（写）」などが提出できる方
- 補助金 / 丹波市産の木材の利用量に応じた額（最高 50 万円まで）

☎ 農林整備課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1707



「市の分譲地を購入したい」という方

「特定分譲地販売促進補助事業」

市が販売している応相寺分譲団地、優良田園住宅地（フォレスト神楽）を購入し、住宅を建築される方に補助します。

- 対象者 / 上記の分譲住宅地を購入する方
- 要件 / 丹波市に定住すること
- 補助金 / 建築工事費の 5 % または 50 万円のうち低い額

☎ 都市住宅課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2364



優良田園住宅地（フォレスト神楽）

「2世帯同居をしたい」「U・Iターンしたい」「U・Iターン者に住宅を貸したい」という方

「定住促進住宅取得・改修助成事業」

市内に居住される方や持家を貸そうとする方、市内で別居している世帯が同居のために、新築・新規購入または改修する場合に補助をします。

＊ U・I ターンしたい方

- 対象者 / 対象期間内の転入者のうち、転入前 2 年以上他の市町村に居住していた方
- 補助金 / 新築・新規購入…費用の 5 % または 50 万円のうち低い額
改修…費用の 20% または 20 万円のうち低い額



【注意事項】

- ※これらの住宅補助制度は、平成 26 年 3 月 31 日までに事業を実施する場合に適用されます。また、市内業者が行う場合に限りです。
- ※都市住宅課の制度と介護保険課の制度は併用できますが、他の制度との併用はできません。
- ※補助金は丹波市の予算の範囲内で交付されますが、複数回の利用はできません。詳しくは、各担当課までお問い合わせください。



＊新たに 2 世帯同居をしたい方

- 対象者 / 現在別居していて、今後 2 世帯同居をしようとしている方
- 補助金 / 新築・新規購入…費用の 5 % または 20 万円のうち低い額
改修…費用の 20% または 20 万円のうち低い額

＊ U・I ターン者に持ち家を貸したい方

- 対象者 / U・I ターン者に持ち家を貸すために住宅改修をする方
- 補助金 / 改修工事費の 20% または 20 万円のうち低い額

☎ 地域協働課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2272

新築・改修などにご利用ください

＊申請は、市民課・各支所でも受け付けます。